

病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業費補助金実施要綱</p> <p>1 目的 [略]</p> <p>2 事業内容 [略]</p> <p>(1) ～ (2) [略]</p> <p>(3) 圏域及び市町村単位での医療介護連携に向けた会議への参画等            保健所・市町村主催の地域の医療提供体制を検討する場（例：保健医療対策会議医療介護連携部会、<u>所属医師会の担当理事、役員等が出席している会議</u>等）へ出席し、医療介護関係者へコーディネーターの役割や取組の方針について報告を行い、事業実施への理解・協力を仰ぐ。            上記に加え、申請主体が地域の医療介護関係者を招集し、本事業を効果的に展開するための会議体を設置・運営することも可能とする。  <u>なお、県が島根県医師会へ委託している在宅医療介護連携推進事業の取組をふまえ、各地域で積極的、継続的な議論がされるよう取り組むこと。</u></p> <p>(4) ～ (7) [略]</p> <p>3 実施主体 [略]</p> <p>4 留意事項 [略]</p>	<p>病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業費補助金実施要綱</p> <p>1 目的 [略]</p> <p>2 事業内容 [略]</p> <p>(1) ～ (2) [略]</p> <p>(3) 圏域又は市町村単位での医療介護連携に向けた会議への参画等            保健所・市町村主催の地域の医療提供体制を検討する場（保健医療対策会議医療介護連携部会等）へ出席し、医療介護関係者へコーディネーターの役割や取組の方針について報告を行い、事業実施への理解・協力を仰ぐ。            上記に加え、申請主体が地域の医療介護関係者を招集し、本事業を効果的に展開するための会議体を設置・運営することも可能とする。</p> <p>(4) ～ (7) [略]</p> <p>3 実施主体 [略]</p> <p>4 留意事項 [略]</p>

5 事業効果の測定など

(1)～(2) [略]

(参考) 島根県保健医療計画 第5章第2節「在宅医療」における評価指標

[削除]

5 事業効果の測定など

(1)～(2) [略]

(参考) 島根県保健医療計画 第5章第2節「在宅医療」における評価指標

項目	現状	中間実績	目標※		令和4年3月現在における直近把握数値
			令和2(2020)年度末	令和5(2023)年度末	
①訪問診療を実施する診療所・病院数	270カ所 (平成27(2015))	269カ所 <sup>※2</sup> (令和元(2019))	287カ所	304カ所	273カ所 <sup>※2</sup> (令和2(2020))
②訪問診療を受けている患者数	5,769人 (平成27(2015))	5,977人 <sup>※2</sup> (令和元(2019))	6,132人	6,496人	6,069人 <sup>※2</sup> (令和2(2020))
③退院支援ルールを設定している二次医療圏域数	3圏域 (平成29(2017))	5圏域 (令和2(2020))	7圏域	7圏域	5圏域 (令和3(2021))
④在宅療養後方支援病院数	4カ所 (平成29(2017))	5カ所 (令和2(2020))	7カ所	7カ所	5カ所 (令和4(2022))
⑤在宅療養支援病院数	7カ所 (平成29(2017))	7カ所 (令和2(2020))	9ヶ所	9ヶ所	7カ所 (令和4(2022))
⑥在宅看取りを実施している診療所・病院数	110カ所 (平成27(2015))	102カ所 <sup>※2</sup> (令和元(2019))	114カ所	118カ所	112カ所 <sup>※2</sup> (令和2(2020))
⑦24時間体制を取っている訪問看護ステーション数	58カ所 (平成27(2015))	70カ所 (平成30(2018))	60カ所	62カ所	86カ所 (令和3(2021))
⑧機能強化型訪問看護ステーション数	0カ所 (平成29(2017))	3カ所 (令和2(2020))	1カ所	2カ所	4カ所 (令和4(2022))
⑨訪問歯科診療を実施する歯科診療所数	102カ所 (平成26(2014))	109カ所 (平成29(2017))	106カ所	109カ所	109カ所 (平成29(2017))
⑩在宅療養支援歯科診療所数	116カ所 (平成29(2017))	87カ所 (令和2(2020))	120カ所	124カ所	87カ所 (令和4(2022))
⑪訪問薬剤指導を実施している事業所数	88カ所 (平成29(2017))	159カ所 (令和元(2019))	91カ所	94カ所	159カ所 (令和元(2019))

[新設]

項目	現状	目標
		令和8(2026)年度末
①訪問診療を実施している診療所・病院数	274カ所 (令和3(2021))	維持
②訪問診療を受けている患者数	6,249人 (令和3(2021))	6,701人
③病院から介護支援専門員(ケアマネジャー)への退院時情報提供率	85.0% (令和5(2023))	90.0%
④訪問看護師数(常勤換算)	460.5人 (令和4(2022))	520.0人
⑤訪問看護を利用した患者数	4,881人 (令和3(2021))	5,326人
⑥訪問歯科診療を実施している歯科診療所数	145カ所 (令和3(2021))	維持
⑦在宅療養支援病院数	11カ所 (令和5(2023))	13カ所
⑧在宅療養後方支援病院数	7カ所 (令和5(2023))	10カ所
⑨24時間体制を取っている訪問看護ステーション数	84カ所 (令和3(2021))	93カ所
⑩在宅看取りを実施している診療所・病院数	131カ所 (令和3(2021))	151カ所
⑪訪問薬剤管理指導を実施可能な薬局数	293カ所 (令和5(2023)年9月)	維持

6 県の補助 [略]

7 その他 [略]

附則 (平成30年3月23日医第1347号)

1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則 (令和4年3月24日医第1829号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附則 (令和6年3月22日医第1651号)

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

6 県の補助 [略]

7 その他 [略]

附則 (平成30年3月23日医第1347号)

1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則 (令和4年3月24日医第1829号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

[新設]

病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業費補助金交付要綱 新旧対照表

1～11 [略]

附則 (平成30年3月23日医第1347号)

1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則 (令和2年3月20日医第1690号)

1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則 (令和3年12月1日医第1237号)

1 この要綱は、令和3年12月1日から適用する。

附則 (令和4年3月24日医第1829号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附則 (令和6年3月22日医第1651号)

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者	6 申請添付書類	7 実績添付書類
病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業	1事業主体あたり(年額)4,000千円とし、実施要綱第2条(4)～(7)に規定する取組を合目とする加算する。実施要綱第5条に規定する療養連携推進アドバイザーの派遣にかかる費用については、別表とは支給する。	事業の実施に必要な給与(常勤職員給与、非常勤職員給与、法定福利費)、諸謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、印刷製本費、役務費(通信運搬費)、委託費(雑役務費)、薬用材料、使用借備品購入費等	10/10以内	県内郡市医師会等	別紙1-1 別紙1-2 別紙1-3 <u>(以下の書類を必ず添付すること)</u> ①関係市町村の意見書 ②申請者が郡市医師会以外の場合、郡市医師会との連携内容がわかる書類)	別紙3-1 別紙3-2 別紙3-3

様式 [略]

1～11 [略]

附則 (平成30年3月23日医第1347号)

1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則 (令和2年3月20日医第1690号)

1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則 (令和3年12月1日医第1237号)

1 この要綱は、令和3年12月1日から適用する。

附則 (令和4年3月24日医第1829号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

[新設]

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者	6 申請添付書類	7 実績添付書類
病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業	1事業主体あたり(年額)4,000千円とし、実施要綱第2条(4)～(7)に規定する取組を合目とする加算する。実施要綱第5条に規定する島根県医療アドバイザーの派遣にかかる費用については、上記基準額とは別途支給する。	事業の実施に必要な給与(常勤職員給与、非常勤職員給与、法定福利費)、諸謝金、資金、旅費、需用費、消耗品費、印刷製本費、会議費等)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	10/10以内	県内郡市医師会等	別紙1-1 別紙1-2 別紙1-3  (申請者が郡市医師会以外の場合、郡市医師会との連携内容がわかる書類も必要)	別紙3-1 別紙3-2 別紙3-3

様式 [略]